

第 6 回

熊本県議会

# 決算特別委員会会議記録

平成26年10月31日

(平成25年度決算)

(企業局・病院局)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 6 回 熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成26年10月31日(金曜日)

午後 1 時 0 分開議  
 午後 2 時 0 分休憩  
 午後 2 時 8 分開議  
 午後 2 時 50 分閉会

本日の会議に付した事件

議案第57号 平成25年度熊本県病院事業会計決算の認定について

議案第58号 平成25年度熊本県電気事業会計資本剰余金の処分、中小水力発電開発改良積立金の目的外使用及び決算の認定について

議案第59号 平成25年度熊本県工業用水道事業会計資本剰余金の処分及び決算の認定について

議案第60号 平成25年度熊本県有料駐車場事業会計利益の処分及び決算の認定について

出席委員(8人)

副委員長 田代国広  
 委員 鬼海洋一  
 委員 平野みどり  
 委員 溝口幸治  
 委員 内野幸喜  
 委員 緒方勇二  
 委員 九谷高弘  
 委員 橋口海平

欠席委員(2人)

委員長 岩下栄一  
 委員 堤泰宏

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

企業局

局長 古里政信  
 次長兼総務経営課長 五嶋道也  
 工務課長 福原俊明  
 発電総合管理所長 武田裕之  
 病院局

病院事業管理者 河野靖  
 総院長兼健康福祉部医監 岩谷典学  
 首席審議員兼院長 濱元純一  
 総務経営課長 林田浩稔

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 伊藤敏明  
 首席審議員兼会計課長 福島裕

監査委員・同事務局職員出席者

監査委員 松見辰彦  
 局長 牧野俊彦  
 監査監 千羽一樹

事務局職員出席者

議事課主幹 左座守  
 議事課課長補佐 小夏香

午後 1 時 0 分開議

○田代国広副委員長 開会に先立ちまして、本日は、岩下委員長が御欠席でございますので、熊本県議会委員会条例第8条第1項の規定により、私が委員長の職務を代行させていただきます。また、本日は堤委員も欠席です。

それでは、ただいまから第6回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、まず企業局の審査を行い、続いて病院局の審査を行うこととしております。

それでは、これより企業局の審査を行います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

まず、企業局長から決算概要の説明をお願いします。

○古里企業局長 平成25年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会におきまして御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、企業局関係について、その後の措置状況を御報告いたします。

まず、各部共通事項のうち、企業局が該当するものとして、報告第4の2「職員の過失割合の高い交通事故が多数発生しており、職員の交通安全に対する意識の高揚を図るとともに、事故原因等に応じた効果的な交通事故防止対策に努めること。」という御指摘がございます。

企業局におきましては、職員の交通事故及び交通法規違反防止を図るため、継続して、全職員が参加します特定課題研修のテーマに「交通違反・事故防止」等を取り上げ、交通安全意識の向上に努めますとともに、職員が交通事故の体験談や事故防止のための提案・提言等を交代で発表いたします朝の集いの開催、さらに幹部職員で構成します局議及び各所属ごとの月例の会議等の場で交通法規の遵守等の指導を行っているところでございます。

加えて、本年7月には、交通事故等及びその防止に係る役職ごとの責務を規定しました「職員の交通事故等に係る事務処理要領」を策定し、改めて交通安全に対する職員の意識高揚を図るなど、交通事故防止に努めているところでございます。

次に、企業局の個別事項として、報告第4の19「有明工業用水道は、依然として多量の未利用水を抱え、厳しい経営状況が続いているが、有明海の環境保全に資している点も踏

まえ、今後とも国への財政支援等の働きかけを強めるとともに、庁内関係部局との一層の連携を図り、着実な経営改善に努めること。」という御指摘がございます。

未利用水の有効活用の観点から、国に対しては、多様な水需要に対応できるよう要望を行っているところでございます。

国の財政支援につきましては、継続的な要望活動の結果、平成26年2月の国の平成25年度補正予算におきまして、有明工業用水の主要設備更新に約3,800万円、八代工業用水の導水管更新に約3,300万円の補助が採択されております。

引き続き、国へ工業用水の多様な利活用、財政支援の継続等について要望してまいります。

また、未利用水の需要拡大に向けて有明工業用水需要開拓推進会議を設置し、商工観光労働部はもとより、地元市町と連携した工業用水を利用する企業の誘致活動を行っております。

さらに、日々の経営努力として、地元の企業を訪問し、増量に向けた営業活動を行い、未利用水を抜本的に解消するものではありませんが、平成25年12月には、1日当たり40立方メートルの新規受水を、26年7月には、既存受水企業の工業用水基本使用水量の1日当たり140立方メートルの増量契約を、それぞれ締結することができました。一方、水利用が減少した1社から1日当たり15立方メートルの減量も発生しており、差し引き165立方メートルの増量を見込んでおります。

続きまして、平成25年度の電気事業、工業用水道事業、有料駐車場事業の3事業会計の決算の概要について御説明申し上げます。

まず、電気事業でございますが、収入は14億400万円余、支出が15億4,300万円余で、差し引き1億3,800万円余の純損失となりました。前年度の6,700万円余の純損失と比較して7,100万円余の増加となっておりますが、

これは、主にダムゲートの除却損などの荒瀬ダム関連費用が増加したことによるものでございます。

なお、荒瀬ダム関連費用を除きました経常収支におきましては、1億8,800万円余の利益を計上しており、荒瀬ダム撤去資金の確保につながっております。

次に、工業用水道事業でございますが、有明、八代、苓北の3工業用水道事業合計で、収入が7億2,700万円余、支出が9億1,400万円余で、差し引き1億8,700万円余の純損失になりました。

3工業用水道事業を個別に見てみますと、八代は112万円余、苓北は2,700万円余の利益を確保いたしました。有明につきましては、2億1,500万円余の赤字となっております。

有明、八代につきましては、依然として多量の未利用水を抱え厳しい経営状況となっております。工業用水道事業の平成25年度末累積欠損金は89億4,000万円余に上っているところでございます。

最後に、有料駐車場事業でございますが、収入1億1,700万円余、支出が5,700万円余で、差し引き6,000万円余の純利益になりました。

県営有料駐車場は、熊本市中心部に位置し、24時間営業の駐車場として利用者に定着しており、毎年度黒字を維持している中、昨年度の駐車台数は前年度に比べ10%以上増加となっております。

以上が決算の概要でございますが、詳細につきましては、次長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田代国広副委員長 次に、監査委員から決算審査意見の概要説明をお願いします。

○松見監査委員 それでは、企業局の決算審査結果について、要約して御説明申し上げます。

す。

お手元の決算審査意見書、この1ページをお開きください。

1ページの第2、審査の結果でございますが、平成25年度の熊本県公営企業会計の決算諸表は正確であり、経営成績及び財政状態を適正に表示していると認めております。

次に、ちょっと飛びますが、8ページをお開きください。

8ページの第3、審査の意見でございます。

企業局におきましては、全ての事業につきまして、経営の基本原則にのっとり、おおむね適正に運営されておりますが、各事業ごとの課題につきましての意見をここに記載しております。

1の電気事業におきましては、1億3,900万円の純損失となりましたけれども、これは荒瀬ダム撤去に関する部分を除きますと1億8,900万円の純利益が出ておまして、次年度以降も、当該純利益を確保するために、経費節減を含む経営努力が必要でございます。

また、荒瀬ダムの撤去費用につきましては、企業局の経営努力を初め、国の交付金や内部留保資金等によりまして、おおむね確保が図られております。

今後も、荒瀬ダム撤去の着実な実施とともに、撤去資金について国の支援が継続するよう求めていく必要がございます。

なお、風力発電につきましては、風況に応じて一定の運転ができるように改善されたことで供給電力量は増加し、目標供給電力量を4割程度上回っております。

今後も、引き続き、計画供給電力量の確保に努める必要がございます。

次に、2の工業用水道事業につきましては、八代及び有明の両工業用水において、いまだ多くの未利用水を抱えており、依然として厳しい状況が続いております。

決算状況も、有明工業用水道事業における

竜門ダム関連経費の負担が大きく、1億9,000万円の純損失を計上し、累積欠損金は89億4,000万円となっております。

今後とも、国に対して竜門ダム関係諸費の負担軽減の要望を継続的に行うとともに、企業立地部門や関係市町と連携し、多角的な視点から工業用水需要の拡大に努めていく必要がございます。

3の有料駐車場事業につきましては、近年減少傾向にありました利用台数が増加に転じており、純利益6,000万円を計上し、経常利益率51.7%と、経営状況は極めて良好でございます。

引き続き、定期利用者や提携先などの需要を開拓し、安定した利用台数の確保に努めるとともに、県民が利用しやすい駐車場として、さらにサービスの向上を図っていく必要がございます。

説明は以上でございます。

○田代国広副委員長 次に、企業局次長から決算資料の説明をお願いします。

○五嶋企業局次長 まず、定期監査の結果につきましてですけれども、企業局は指摘事項はございません。

次に、ただいま監査委員からございました決算審査意見につきまして、その取り組み状況について御説明いたします。

1点目の電気事業会計につきましては、まず電力自由化の動きを見据え、次年度以降も引き続き当該純利益の確保のため、経費節減を含む経営努力は必要である。また、荒瀬ダム撤去資金については、国の交付金や内部留保資金等によりおおむね確保されつつあるが、今後、撤去コストの縮減を初め、企業局全体でのさらなる経営努力等により確保を図るとともに、国の支援が継続するよう求めていく必要がある。さらに、風力発電につきましては、風況に応じて一定の運転ができるよ

うに改善したことで供給電力量が増加したが、今後も引き続き供給電力量の確保に努める必要がある。

以上3点の御意見をいただいております。

電気事業の既存発電所につきましては、保守整備の効率的な実施等による発電電力量の増加や経費節減等を図り、引き続き着実に運営してまいりたいと考えております。

また、風力発電につきましては、平成24年12月から、それから、水力発電のうち菊鹿及び緑川第三発電所につきましては、平成25年4月から、固定価格買い取り制度いわゆるFITに移行するなど、利益の確保に努めているところでございます。

次に、荒瀬ダム撤去についてですが、全国初のダム撤去で、また河川内の難しい工事でもありまして、想定外の事象も生じておりますが、引き続き安全や環境に配慮して着実に実施してまいります。また、撤去資金については、今後も引き続き経営努力を行うとともに、国への継続的な支援を要請してまいります。

さらに、阿蘇車帰風力発電所につきましては、電力量増加への取り組みや風況に恵まれましたことから増加傾向となっております。

今後も、引き続き保守点検を強化し、発電機のトラブル防止に十分配慮しつつ、データ収集等を行いながら、さらなる運転制限緩和に向けた検討を続け、供給電力量の増加に努めてまいります。

2点目の工業用水道事業会計につきましては、まず、有明及び八代の両工業用水においては、多くの未利用水を抱えており、企業立地部門や関係市町と連携し、多角的な視点から工業用水事業の拡大に努めていく必要がある。また、有明工業用水道事業については、引き続き国に対して竜門ダム関連費用の負担軽減の要望を行うとともに、経営再建計画の着実な推進に努めていく必要がある。

以上2点の御意見をいただいております。

御指摘のとおり、有明及び八代の両工業用水道事業は、多くの未利用水を抱え、厳しい経営状況が続いております。工業用水の需要開拓につきましては、商工観光労働部はもとより、地元市町とも連携し、企業誘致活動に取り組んでおりますが、一方で、近年の経済状況を踏まえ、企業誘致のみならず、地下水など他の水源を利用している企業に対し工業用水への転換をPRするとともに、配管沿線にある地元市町と上水道利用の可能性も含めて関係部署からの情報収集に努めているところです。

今後、引き続き、未利用水の解消に向け、工業用水以外の分野での活用も含めて幅広く可能性を探ってまいります。

また、有明工業用水道事業においては、竜門ダムの建設負担金等により多額の経常損失を計上しております。

このような状況を踏まえ、竜門ダム関係経費の負担軽減など、これまでも経営改善に向けて関係省庁への働きかけを行ってきており、平成26年3月には、有明工業用水道事業の設備更新及び八代工業用水道事業の導水管耐震化工事に対する補助が採択されております。

本年度も、国の施策等に関する提案において、工業用水道事業の更新、耐震化事業への補助などを要望しているところであり、今後も引き続き粘り強く国に支援を求めてまいります。

3点目の有料駐車場事業会計につきましては、良好な経営状況を保っているが、引き続き定期駐車や提携先などの需要を開拓し安定した利用台数の確保に努めるとともに、県民が利用しやすい駐車場として一層のサービスの向上を図っていく必要があるとの御意見をいただいております。

有料駐車場事業につきましては、利用台数、料金収入ともに前年度を上回るなど良好な経営状況となっており、平成26年度も普通

駐車や定期駐車ともに前年度をさらに上回る状況が続いております。

また、昨年度は、熊本城マラソンにおいて1階の駐車スペースを参加者の休憩場所として開放するなど、地域貢献やPR活動などに努めたところでございます。

今後も、さらなる利用台数、料金収入向上への取り組みに加え、地域のイベントへの協力などについても積極的に取り組んでいきたいと考えております。

決算審査意見については、以上でございます。

続きまして、平成25年度公営企業3事業の決算概要につきましては、お手元の平成26年度決算特別委員会説明資料により御説明いたします。

1ページの電気事業会計をお願いいたします。

1の施設概要ですが、水力発電所につきましては、昭和34年度に運転開始しました市房第一発電所から、平成13年度に運転開始しました緑川第三発電所までの7つの発電所を運営しております。

水力発電の最大出力合計は、上の表の2段目の右側合計欄をごらんください。

5万4,200キロワットで、これに、その右側に記載しております、平成17年10月から運転開始しております阿蘇車帰の風力発電所の最大出力1,500キロワットを合わせますと、最大出力合計で5万5,700キロワットの事業規模となっております。

次に、発電量でございます。

同じ表の下の方をごらんください。左側に「平成25年度」と記載された箇所でございます。

一番右側の合計欄でございますけれども、水力発電の平成25年度の目標供給電力量でございますが、1億5,900万キロワットアワーでございます。

供給実績につきましては、その下にありま

すとおり約1億800万キロワットアワーで、達成率としましては68.3%というふうになっております。これは、年間を通して雨が少なく発電環境に恵まれなかったことに加えまして、発電機のオーバーホールや関連機器の故障等により発電を停止したことによるものでございます。

また、風力発電は、その右側の表をごらんください。

供給実績で約245万キロワットアワーで、前年比で14.7%の増加となっております。

次に、2の電力料金の契約の状況及び実績でございますが、九州電力との電力需給契約を2年ごとに更改しておりますが、市房第一発電所から笠振までの5つの発電所の合計で、平成25年度実績としまして11億9,700万円余、それと、平成25年度から固定価格買い取り制度に移行しております、その右側の表にございますが、菊鹿と緑川第三の2つの水力発電所が右の表のとおりでございます。それぞれ6,900万円余と、それと5,100万円余となっております。

表には記載しておりませんが、以上合計いたしますと13億1,800万円余となっております。これは、平成24年度と比較いたしました300万円の増というふうになっております。

なお、水力発電の契約料金の1キロワットアワー当たりの契約料金でございますが、市房第一から笠振までの5つの発電所につきましては、左側の表に記載しておりますとおり8.12円でございます。それと、固定価格買い取り制度に移行しました2つの水力発電所の売電単価は、その右の表にありますように菊鹿発電所が25.39円、緑川第三発電所が27.14円となっております。

また、風力発電につきましては、平成25年度の料金収入実績は4,600万円余となっております。平成24年度の2,900万円余と比較しますと1,700万円余の増となっております。

なお、風力発電につきましては、24年12月から固定価格買い取り制度に移行しており、売電単価につきましては、そこに記載しておりますように、1キロワットアワー当たり19.03円となっております。

2ページをお願いいたします。

平成25年度の決算の状況ですけれども、まず(1)の収益的収支ですけれども、収入で、表の真ん中あたりに合計欄がございますけれども、14億400万円余でございます。それから、支出が下から2番目の計欄をごらんください。15億4,300万円余で、差し引きで、その下に記載されていますように、1億3,800万円余の損失を生じております。これを24年度と比較いたしますと、右側の(A)－(B)の欄でございますけれども、約7,100万円余の損失の増加となっております。

次に、収入ですけれども、電力料につきましては13億6,400万円余で、(A)－(B)の欄をごらんいただきたいと思っておりますけれども、昨年度と比較しまして2,000万円余の増収となりました。それと、収入の下のほう、前年度特別利益で計上しておりました荒瀬ダム撤去関連の交付金収入を資本的収支に計上いたしましたので、前年比で2億800万円余の減収となっております。

一方、支出におきましては、支出の欄の3段目でございますけれども、修繕費におきまして、平成25年度は大規模な修繕工事がありましたため、約1,700万円の増となっておりますが、その下のほう、その他のところでございますけれども、委託費等の減によりまして約2,600万円の減となりましたことから、営業費用全体では、支出の欄の一番上の(A)－(B)のところをごらんいただきたいと思っておりますけれども、約1,100万円の減となっております。

また、下のほうの特別損失につきましては、荒瀬ダム撤去関連費用のうち、固定資産除却損が大きく増加いたしました。それ以上に関連工事が減少しましたため、約9,200

万円の減となっており、その結果、支出全体では、(A)－(B)の欄をごらんいただきたいと思いますが、約1億800万円の減となっております。

次に、3ページをお願いいたします。

(2)の欠損金処理計算書案ですが、平成25年度末の未処理欠損金1億3,800万円余につきまして、任意積立金であります中小水力発電開発改良積立金と国庫補助金で取得いたしました資産の除却に伴います補助金相当額について、資本剰余金を取り崩すことで欠損金を処理したいと考えております。

この結果、(3)の積立金及び留保資金残高一覧のとおりとなりまして、内部留保資金につきましては、合計欄にありますように52億1,700万円余になります。

なお、特定目的の積立金の目的外使用につきましては、地方公営企業法施行令第24条第2項の規定、また、資本剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第3項の規定にそれぞれ基づきまして、議会の議決事項となっております。

次に、(4)資本的収支ですが、資本的支出は、建設改良費が荒瀬ダム関連費用として9億600万円余、その他としまして、水力発電所の整備費に2億6,100万円余、計11億6,700万円余となっております。

また、その下のほうに企業債償還金がございますが、1億3,700万円余、他会計繰出金といたしまして、工業用水道事業会計の貸付金が2億6,500万円余で、合計15億7,000万円余となっております。

また、資本的収入につきましては、荒瀬ダムの洪水吐きゲート等の固定資産売却代金が1,600万円余、他会計からの返還金といたしまして、工業用水道事業会計からの返還金が3億7,100万円余、それから国交省や環境省からの荒瀬ダム関連交付金等が4億6,500万円余で、合計8億5,300万円余となっております。

不足いたします7億1,700万円余につきましては、右側の摘要欄に記載しておりますように、過年度分損益勘定留保資金及び当該年度及び過年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しております。

なお、過年度分損益勘定留保資金といいますのは、減価償却のように収益的収支において現金の支出を必要としないものを費用として計上することによって留保されている資金でございます、これを充てるものでございます。

また、当年度及び過年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額は、既に資本的支出で支払っておりました消費税及び地方消費税につきまして、収益的収支も含めた消費税納税額の算定におきまして控除されますことから、その金額に相当するもので補填するものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

工業用水道事業会計でございます。

1の施設概要ですけれども、有明工業用水道が昭和50年、八代工業用水道が昭和52年、苓北工業用水道が平成5年に営業開始しております。給水能力は、3事業合わせまして、1日当たりで6万8,360立米となっております。

次に、2の利用状況をお願いいたします。

有明工業用水道が、不二ライトメタル、ジャパンリニューナレッジ有明事業所など11社に、それから、八代工業用水道が、YKK A P九州工場、ヤマハ熊本プロダクツなど24社に、それから、苓北工業用水道が、九州電力苓北発電所など2社に給水しております。

特に、有明工業用水道及び八代工業用水道の契約率につきましては、備考欄に記載しておりますとおり、それぞれ39.7%と33.4%と、多くの未利用水を抱えておりまして、引き続き需要開拓に努めてまいります。

5ページをお願いいたします。

平成25年度決算状況でございますが、(1)



の収益的収支ですけれども、収入につきましては7億2,700万円余、それから支出につきましては9億1,400万円余で、差し引き1億8,700万円余の損失を生じております。これは、有明工水におきまして、依然としてダム使用权に係る減価償却費やダム管理費分担金等の竜門ダム関連経費の負担が大きく、損失決算となっているものでございます。

6ページをお願いいたします。

欠損金の状況でございますが、累積欠損金の事業別内訳でございます。

下の(A)＋(B)の欄をごらんください。

平成25年度末で、苓北工業用水につきましては5億3,500万円余の利益剰余金がございますが、有明工業用水、八代工業用水は、それぞれ66億5,900万円余、28億1,800万円余の累積欠損金がありますことから、工業用水道事業全体では89億4,200万円余の累積欠損金を抱えているところでございます。

(3)の欠損金処理計算書案ですが、国庫補助金で取得した資産の除却に伴います補助金相当額の3,300万円余につきまして、資本剰余金を取り崩すことで累積欠損金を一部補填したいと考えております。この結果、平成26年度への繰越欠損金は89億800万円余になります。

なお、電気事業と同じく、資本剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第3項の規定に基づきまして議会の議決事項となっております。

次に、(4)資本的収支でございますが、資本的支出は、建設改良費4億4,700万円余、企業債償還金6億2,800万円余、電気事業会計及び一般会計への借入金償還金としまして3億7,100万円余など、合計で14億4,700万円余となっております。

資本的収入につきましては、企業債、長期借入金、補助金等で14億2,500万円余となっております。不足いたします2,200万円余につきましては、摘要欄に記載しておりますと

おり、過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

7ページをお願いいたします。

有料駐車場事業会計をお願いいたします。

1の施設概要でございますが、有料駐車場事業は、熊本市中央区安政町の県営有料駐車場が収容台数298台、熊本市中央区新屋敷の月決めの県営第二有料駐車場が収容台数37台、合計335台の事業規模で運営しております。

次に、2の駐車台数及び料金収入実績ですが、普通駐車車の25年度の利用台数は10万7,000台余で、前年度実績を――(A)－(B)のところをごらんいただきたいと思いますが、約1万500台上回り、料金収入につきましても、その右側でございます。660万円上回っております。また、定期駐車の利用台数も7万4,000台余で前年度実績を6,800台上回るとともに、料金収入につきましても約680万円ほど上回っており、料金収入の合計では、前年度より1,349万円ほど増収となっております。

全体的には、利用台数が近年は減少傾向でございましたが、普通駐車車が23年度以降25年度も対前年比増加となっております、減少傾向に歯どめがかかっている状況となっております。

8ページをお願いいたします。

平成25年度決算の状況でございます。

(1)の収益的収支ですけれども、収入が表の真ん中あたりですけれども1億1,700万円余、それから支出が一番下から2段目でございます5,700万円余で、差し引きで6,000万円余の純利益となっております。これを前年度と比較いたしますと、(A)－(B)のところでございます。約1,400万円利益が増加しております。

9ページをお願いいたします。

(2)の剰余金(利益)処分計算書案でございますが、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づきまして議会の議決を得るものでござ

います。平成25年度未処分利益剰余金6,033万8,000円余を、処分案に示しておりますように、1,000円未満を除きまして利益積立金に積み立てることで処分したいと考えております。

この処分案を御承認いただきますと、(3)の積立金及び留保資金残高一覧のとおりとなりまして、内部留保資金は8億8,000万円余となります。

次に、(4)資本的収支でございますが、平成25年度におきましては、収入、支出ともにございませんでした。

以上が平成25年度決算の概要でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田代国広副委員長 以上で企業局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○内野幸喜委員 有明工業用水ですね。

昨年からだっただけですか、新規にも申し込みをされるのは従来よりも若干安くするとかというのがありました。そういった効果というのはどうだったんですかね。それがまず1点目。

2点目が、実際地下水を利用しているところがあって、工業用水に接続してないとか。今県では、地下水保全条例をつくって、届け出制から許可制に変えたわけですね。そういったところで工業用水のほうへの転換というのがなされたのかどうか。

ちょっとその辺、その2点をまずちょっとお聞かせいただければなと思います。

○五嶋企業局次長 今の御質問は、新規参入の際に安くなるという補助制度のことでございますか。

○内野幸喜委員 そうそう、補助制度。

○五嶋企業局次長 商工観光労働部のほうで、新規に企業立地される際には補助制度がございます。10年間の中で、有明工業用水につきましては、進出から7年間につきましては全額を減免しますし、その後3年間は半額減免ということで、そういう有利な制度を設けております。ただ、残念ながら、今のところその補助制度を適用しているという例はないという状況でございます。

それから、2点目の地下水から転換をしているところがあるかどうかということですが、ちょっと地下水かどうかというのは定かではありませんけれども、新たに荒尾市のほうで、先ほど局長のほうからも説明がありましたように、受水契約を結んでいただいたところがございます。1日当たり40トンでございますけれども、新たに新規の受水契約を締結していただいたというのがございます。

それから、もう一つは、既に進出されて受水されている企業で増量いただいたところが、先ほど局長が申し上げました100トンから240トンに増量していただいているところもございますし、それから今後のことでございますけれども、バイオマス発電の計画がございますので、我々としてはそれを非常に期待しているところでございます。

以上でございます。

○内野幸喜委員 その辺のバイオマスの話をちょっとしようと思ったんですけども、ただ、ここも見通しがちょっと厳しくなる可能性もあるわけですね、今の九州電力の買い取り制度の中では。その対象に含まれるんじゃないかなと思うんですよね。そこはどうなるんですか。

○五嶋企業局次長 バイオマス発電につきましても、企業局のほうの水力発電も今回リニ

ユーアルの計画がございます。これにつきましても、FITへの移行ということで予定しておりますけれども、当初、接続契約についての回答保留の話がございましたけれども、その後九電と確認しましたところ、その回答保留の対象外ということで回答をいただいておりますし、バイオマス発電につきましても、間接的に聞いておりますけれども、その心配はないというふうには聞いております。

○内野幸喜委員 この有明工業用水は未利用水が多くて、企業局の方は一生懸命頑張ってるんじゃないですか。あとはもう市ですね。市町にもいろいろ働きかけをやってもらっているんじゃないですかけれども、私は、例えば個別の工業団地を言うのもあれなんですけれども、水野の工業団地とかありますよね。あの辺というのはほとんど使っていないんですよ、恐らく。そこは、市のほうから、やっぱり誘致するときに、そういう働きかけとか、そういったものをしてもらうような形で言うというか。今、その辺の市とか町とかの連携はどうなっているんですか。

○五嶋企業局次長 今、県の商工観光労働部も含めまして、県と地元の市町と一緒に需要開拓推進会議というのを設置しております。そういう中で、企業誘致等も含めまして取り組んでいるところでございますが、昨年度、随分そういう地下水とかあるいは上水道を使われている企業等に対しまして働きかけを行いましたけれども、例えば地下水でありますとやっぱり電気代だけしかかかりませんので、なかなかこれを工業用水に転換するというのは難しい状況にございます。

そういう状況でございまして、そういうふうに働きかけはやっておりますけれども、結果的には、新たに先ほど申しました以外で結果があらわれている状況にはございません。

○内野幸喜委員 済みません。これは専門外かもしれませんが。地下水基本条例は、熊本都市圏だけですかね、あれは。

○五嶋企業局次長 私も定かではありませんけれども、熊本市と市内周辺部だけかと思いますが。

○田代国広副委員長 ほかにありませんか。

○溝口幸治委員 荒瀬ダム撤去についてですが、初めてのことで思った以上にいろいろなことが出てきて経費もかさんでいるという話がありますけれども、もうちょっと何か詳しくそこは御説明いただけますか。

○五嶋企業局次長 ちょっと経費がかさんでいるという趣旨……。

○溝口幸治委員 撤去費用がかかって……。

○五嶋企業局次長 撤去費用につきましては、トータル今88億円を見込んでおりますけれども、その中で対応できるものというふうに考えております。

○溝口幸治委員 その中で対応できる。

○五嶋企業局次長 はい。

○溝口幸治委員 あと、新聞紙上でしか見ていませんけれども、漁協組合さんが、球磨川漁協さんが、今補償をもらってらっしゃいますよね、荒瀬ダムがあると。撤去しても、また補償をくださいというような話が出てましたけれども、その辺は、ちょっと詳しく話をさせていただきますか。

○五嶋企業局次長 漁協さんからの御要望

は、荒瀬ダムを完全に撤去する平成29年度まで——今、アユの放流事業ということで、県から漁協のほうに委託しておりますけれども、29年度まで続けてほしいという要望でございます。

企業局としましては、今年度みお筋を撤去いたしますと上下の川がつながりますので、アユの遡上が可能になるんじゃないかということで、今年度中までというふうにお話ししているところでございます。

○溝口幸治委員 荒瀬ダムの撤去を決めるときに、1つは、あれは議会で決めて知事に最後は判断をということだったですよ。いわゆる予算をうちが修正をして可決をしたという流れでしたので、あのときに、要は、漁協組合さんは存続することには同意できないというお話をずっとなさって、いわゆるアユ漁にも影響が出るので早く撤去をするべきだとおっしゃってたんですよ。今度は、撤去するなら撤去するで、撤去してもその補償を払ってくれというのは、なかなか県民には納得がいかないんじゃないかなと。皆さん方じゃなくて漁協組合さんですよ。

なおかつ、この前農林水産部でもありましたけれども、チツソや九電からも寄附をいただいて、それを漁協組合に流すわけですよ。年間どれくらい放流しているのかというのもよくわからない。漁協組合さんの決算状況もよくわからない。その中で、補償は県からまたくれと言われても、なかなか我々も判断の材料がないので、やっぱり漁協組合さん自身が、もうちょっと漁協組合の内部の体質をきちっと整えていただいて、情報公開をやっていたかかないと非常にやっぱり困ると思うんですよ。

今、県とすれば支出することはないとおっしゃいましたけれども、その部分の方針はもう全く変わらないというふうに理解していいんですか。それとも、何か交渉の余地がある

んですか。

○五嶋企業局次長 先ほど、今年度中にみお筋の撤去を終了するというふうに申しあげましたけれども、基本的には、そのみお筋部の撤去が済めばアユの遡上が可能になるというふうに考えております。撤去が終わった段階で、実際遡上するかどうかということの確認は必要かと思っておりますけれども、理屈上は遡上するのかなというふうに思っておりますので、その時点までの委託事業かなというふうに考えております。

○溝口幸治委員 企業局が直接じゃないですけども、漁協組合を担当する農林水産部ですね。団体支援課ですかね。やっぱりそういうところもきちっと漁協組合さんを指導していただいて、やっぱり補償金をくれとおっしゃるなら、補償金が出てどれくらい放流してどれくらいの効果があったというものを明らかにしてもらわないと、なかなか県民に説明もつかないし、ことしなんか特に球磨川は雨が多かったので、アユをとろうとしたら水が出てなかなかとれなかったんですよ。非常に苦戦をされています。

そんな中で、いろいろ漏れ聞こえているところでは、どれくらい放流したかよくわからぬと、本当に放流したのかなみたいなことも地元ではささやかれるような現状ですので、やっぱり漁協組合さんにも毅然とした態度で皆さん方は接していただきたいと思っておりますし、担当課それぞれ連携して仕事をなさると思っておりますので、そこにもきちっとこういう意見があったということを伝えていただきたいと思うし、なかなか皆さん方も、漁協組合に直接、今までの流れの慣習で言いにくいところもあるかもしれませんが、議会できちっと指摘が出ているということを含めて、漁協組合さんとは毅然とした対応をとって交渉というか、皆さん方の立場の説明をやって

いただきたいというふうに思います。これはもう意見です。

○田代国広副委員長 要望ですね。

○溝口幸治委員 はい。

○内野幸喜委員 今荒瀬ダムの話が出ましたけれども、人員の件でちょっとお伺いしたいんですけれども、今企業局全体で、プロパーの方と、あと県からの出向の方と合わせて、これ51人ということでもいいんですかね、ここは。書いてあったんですけれども。

○五嶋企業局次長 26年4月1日現在で64名でございます。電気、工水、駐車場全て合計しまして。

○内野幸喜委員 これはもう数年前から荒瀬ダムがああなったものですから、若干の配置転換とかあったわけですかね、人員の。

○五嶋企業局次長 平成22年度時点ですけれども、トータルで70名おりましたけれども、今現在64名ですので、6名減っております。荒瀬ダム藤本発電所も使わなくなっておりますので、その辺の関係で人員が削減しているという状況でございます。

○内野幸喜委員 そこで、スムーズな転換ができていいのか。というのは、例えばプロパーの方いらっしゃるよ。その方々というのは、基本的に企業局の職員なわけですね。その方々がほかの部に行くというのはなくて、基本的には、企業局の中での異動で、県から来ていた方が減ったということなんですか。

○五嶋企業局次長 プロパー職員が、企業局に勤務する30数年の間、全て企業局にいと

いうわけではなくて、知事部局と人事交流はやっております。ですので、どちらが減ったかということはちょっと明確に答えられませんけれども、トータルで知事部局に出ることもございますので、知事部局から逆にこちらに来るといえることはないんですけれども、知事部局に出ている分はありますので、そこら辺を考えて、今企業局で勤務している職員がどうかといったときには、トータルではそれは減っているという状況でございます。

今申し上げましたのは、こちらに来ることはないと申し上げましたのは電気職でございます。もちろん土木職につきましては、もともとが知事部局での採用でございますので、全て土木職につきましては知事部局から派遣いただいているという形です。

○内野幸喜委員 今現在の採用というのは、毎年採用はしているんですか、企業局としては。

○五嶋企業局次長 ちょっと手元にはございませんけれども、ここ数年はやってないと思います。

○内野幸喜委員 やっぱりその技術職が必要なわけですね、企業局というのはずっと。これはもうほかのどこのあれでもそうなんですけれども、だんだんとその技術職の方の高齢化が進んできて若手の技術者がいないと。数年間はそれでよかったとしても、10年後、20年後たったときには若手の職員がいない。そういうことになっているところもやっぱりあるわけですね。

だから、どうなんですか。ある程度ここ最近採用してなくても、将来を見越して、企業局として技術系の職員というのはやっぱりとっていかないといけないと思うんですが、そこはどんな考えなんですか。

○五嶋企業局次長 ここ最近採用しておりませんでしたので、今後は新たな採用というのにも必要かなというふうには考えております。今、具体的な数字を出して今後検討していくように考えているところでございます。

○内野幸喜委員 私は、そこはやっぱりある程度各世代満遍にいるような形にしていけないといびつな形になると思うんですね。それこそ今後の技術系の確保というのは難しくなっていくんじゃないかなと思いますので、そこはそういうふう考えたほうがいいかなと思いますね。

○古里企業局長 内野委員がおっしゃるとおりでございまして、現状、まさに22年荒瀬ダム撤去のときに私どもが大変危機感を持ったのは、荒瀬ダムの撤去によりまして約6億円の収入がなくなるという状況でございます。その中で、やはり一番大きな題目としては、経営規模を縮小して経営をより効率的にやっていくんだというのが一番の題目でございました。

今現在、いわゆる既存発電所のリニューアルとか、やはり10年先、20年先を考えた新たな今出発点に私どもが来ているんじゃないかと思っております。ですから、形はどういうふうになるだろうが、やはり技術的なノウハウの蓄積が必要だとなっておりますので、どういう形で職員を確保していくかというのは、私どもの課題として、今人事当局等も含めて検討させていただいているというような状況でございます。

○田代国広副委員長 ほかにありませんか。

○緒方勇二委員 4ページの利用状況のことでお尋ねいたしますけれども、この有明工水のほうで、これはL I X I Lさんですかね。日使用量が随分契約水量からすると少ないよ

うに思うんですけども、それは何か特別な理由があるのか。

それから、済みませんが、苓北だけが98.1で黒字なわけですよ。有明と八代工水が、契約率で39.7と33.4ですよ。これで、例えば契約率が50に上がったなら収支がとんとんなんです。損益分岐というか、何%行けば何とかとんとんで行けるとか、もしそういう率があったら教えてください。

それから、概要説明の中で、多様な水需要に対応できる要望等を行っています、国に対して。多様な水需要ってどういうことを想定されているんですか。工水ですから、工業用水にしか使えない。そのほかのいろんな水需要に対してという要望をということですが、どういう水需要なのか、ちょっとお教えいただければと。

○五嶋企業局次長 まず、4ページの契約水量と基本使用水量でございますが、契約水量につきましては、これは、企業が進出される際に、将来の計画も含めて契約しておりますので、将来的にはこれだけの水を使いますよということでございます。基本使用水量といえますのは、実際今どれだけの水を使うかということで、将来的にはこれだけ使うんですけども、現在ではこの1,500トンでいいですよということ契約をやってるところでございます。

それから、損益分岐点につきましては、なかなか完全に見込むというのは難しい部分もあるかと思っておりますけれども、現在、有明工水につきましては、大体1万トンぐらい使っておりますけれども、それでどれだけの収入が入っているかというところと1億9,000万ぐらい。1立米で大体年間で1万8,000円の収入がございまして、それを逆算しますと、例えば1万立米あれば1億8,000万とか9,000万ぐらい入ってまいりますので、今2億ぐらいのマイナスが出ていますので、その分は、完全で

はないですけども、ある程度解消できると思っているような感じで思っております。

それから、多様な水需要ということにつきましては、先ほど委員がおっしゃいましたように、工業用水につきましては、製造業にしか本来は使いませんが、雑用水というふうに言っておりますけれども、工業以外の、例えば商店とか公園とか、そういうところに使えるようになっております。それも全体の10%内というような制限はございますけれども、比較的そこら辺は柔軟な対応に今なっているような状況でございます。

以上でございます。

○緒方勇二委員 LIXILさんが進出されて、将来的には日量の4,000トンですか、が契約だったということで、今現在が1,500にとどまっている。ひょっとすれば、メガソーラーのところに本当はもっと建設されて水需要が本来はあったというふうに考えていいんですかね。

○五嶋企業局次長 今先生がおっしゃったのは大島のほうのことでしょうか。

済みません。ちょっとLIXILさんの増床の経過というのは把握しておりませんが……。

○緒方勇二委員 LIXILさんは、相当業績はよくなってきていると思っておりますけれども、進出の4,000からすると、今から先も増床なりされないわけですよ。不二ライトメタルさんなんかは、ほぼ当初の計画どおり来られてますよね。これ、同業ですよ。

○五嶋企業局次長 工業用水の例えば管を布設する際、あるいは浄水施設等の整備に当たりましては、当然、どれだけ水を利用するかによって施設規模が決まってしまうので、

実際、工業用水の整備を計画します際には、どれだけの水需要がありますかという前提で計画してあります。

そういう中で、このLIXILにつきましては、1日4,000トンの将来の計画も含めてそれだけの水需要があるということを前提にして計画しているのが、結果的には現在1,500トンという状況でございます。それぞれ各社の経営状況等もございまして、今後の経営戦略というものもあるのかなというふうに思っております。我々としては、今1,500トンですけども、4,000トンまで伸びますと非常にありがたいというふうに思います。

○緒方勇二委員 別に契約不履行を言うてるわけでもなくて、将来見込みとしてこれだけありますよと、しかしながら、進出するときの何か助成とかいろいろあったんだと思うんですね。そして、そこまでまだまだ行ってないと。3分の1ぐらいでしょうか。40%ぐらいかな。これも、何かな、どうもおかしいなと思いつつ見ているんですけども、片や不二ライトメタルさんなんかは頑張ってくれてるんだなというふうに私たちは見るんですけども、これはもう要望で構わぬと云われているので、もっともっとこの辺のLIXILさんへの——何かこういう大口契約をされているので、もっともっと当初みたいに持っていけるような何か方策でもあればと思いつつお尋ねしたところですが、なお一層そういうことでやっていただければなと思っております。

○田代国広副委員長 要望ですか。

○緒方勇二委員 はい。

○田代国広副委員長 ほかになければ……。

○五嶋企業局次長 先ほど地下水の取水についての制約の話がございました。ちょっと私も全体状況はよくわかりませんが、熊本都市圏の制限というのは一番厳しいというようなことだそうです。有明のほうにつきましても、一部そういう制約はあるというふうに聞いております。詳しくは存じておりませんが、ちょっと先ほどお答え間違っていたかと思しますので、訂正させていただきます。

○田代国広副委員長 それでは、このあたりで質疑を終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○田代国広副委員長 なければ、これで企業局の審査を終了します。

ここで、説明者の入れかえのため、5分間休憩します。

午後2時0分休憩

午後2時8分開議

○田代国広副委員長 委員会を再開します。

それでは、これより病院局の審査を行います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

まず、病院事業管理者から決算概要の説明をお願いします。

○河野病院事業管理者 病院事業管理者の河野でございます。本日は、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、座って概要を説明させていただきます。

病院局こころの医療センターの運営に当たりましては、かねてから御指導、御支援をいただき厚く御礼を申し上げます。

病院の運営状況及び決算状況の御説明に先

立ちまして、前年度の決算特別委員長報告における施策推進上改善または検討を要する事項等につきましては、御指摘等なかったことを御報告いたします。

それでは最初に、当院の運営状況でございます。

県内には、国立、県立を含め46の精神科病院がありまして、全体の入院患者数は約8,000名となっております。このうち、こころの医療センターの入院患者数は、現在120名前後で推移をいたしております。

当院といたしましては、県立病院の果たすべき役割として、県内精神科医療のセーフティネット機能の維持、充実を図るとともに、地域社会の新たなニーズへも対応する医療機関を目指しております。

具体的には、平成24年度に策定いたしました第2次中期経営計画におきまして、精神障害者の地域生活支援や、児童・思春期医療のための入院施設開設など、新たな政策医療を打ち出し、推進しているところでございます。

その成果といたしまして、平成25年度におきまして、地域生活支援室設置に向けた準備に取り組みました。その結果、平成26年4月から活動を開始したところでございます。これは、退院後の精神障害者が安定した地域生活を続けられるよう、医師、看護師、精神保健福祉士等、他職種の医療スタッフが連携して支援するための中核となる組織でございます。

次に、児童・思春期医療につきましては、平成24年度から外来患者の診察を開始しておりますが、患者数が増加しておりますことから、平成25年度は診療時間をふやして対応しているところでございます。

また、本年度4月から半年間、常勤医師1名を県外の児童・思春期の医療機関へ派遣し、育成研修を実施しております。

今後、平成29年度の児童・思春期入院施設



の開設に向けまして準備を進めていくこととしております。

次に、平成25年度の決算状況について申し上げます。

総収益15億7,700万円余に対し、総費用15億4,400万円余で、3,200万円余の黒字を確保いたしました。対前年度比では1,100万円余の増となっております。

一般会計からの繰入金につきましては、財政再建戦略期間は終了いたしました。当分の間、一般会計からの繰入金に過度に依存することのない効率的な運営を行っていくこととしており、削減した繰入金の額を維持しているところでございます。

今後も、県立病院としての役割を果たしつつ、収益の増、費用削減に努め、安定的な経営に努めてまいります。

最後に、病院が抱えている課題の一つである医師確保についてでございますが、医師の派遣をいただいている熊本大学に対しまして、当院の役割あるいは取り組みについてしっかりと御理解をいただきながら、派遣の協力を引き続きお願いし、必要な医師の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上が病院運営及び決算状況の概要ですが、詳細につきましては、後ほど総務経営課長から説明させますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○田代国広副委員長 次に、監査委員から決算審査意見の概要説明をお願いします。

○松見監査委員 それでは、病院事業の決算審査結果について御説明いたします。

お手元の病院事業会計の決算審査意見書1ページをごらんいただきたいと思います。

1ページの第2、審査の結果でございますが、病院事業会計につきましては、おおむね適正に運営されております。

また、病院事業の経営成績につきましては、2ページに記載しておりますとおり、総収益が15億7,700万円で、昨年度より6,000万円増加しております。一方、総費用は15億4,400万円となり、昨年度より4,900万円増加しております。この結果、当期純利益は3,200万円となり、昨年度に比べ1,000万円増加しており、平成15年度以来、引き続き黒字となっております。

次に、飛びまして、9ページをお開きください。

9ページ第3の審査意見でございますが、(1)といたしまして、第2次中期経営計画の着実な実施についてでございます。

第2次中期経営計画に基づき、県立病院に期待されるセーフティーネット機能の維持、充実を図るべく、医業収益の増加及び経費の縮減等に取り組み、経営収支のさらなる健全化に努める必要がございます。

特に、患者の地域生活の支援や児童・思春期医療の推進に関しましては、既にスタートしたところの思春期外来及び地域生活支援室の今後の実績、さらには国の精神科医療の施策の方向性、また、地域のニーズ、県内民間医療機関の動向等を踏まえながら、体制整備に努める必要がございます。

次に、10ページをお願いいたします。

(2)の医師の確保についてでございますが、安定的な医療体制の確立を図るためには、特に専門性や経験に富む医師の養成、確保が重要な要素でございますことから、引き続き、知事部局を初め熊本大学等と連携を密にして、常勤医師の確保に努力する必要がございます。

最後に、(3)の一般会計負担金についてでございます。

一般会計負担金につきましては、財政部局との協議を踏まえ計上されているものの、現在、医業収益に相当する額の繰り入れが行われており、近隣の類似の精神科医療機関の事

例と比較しても、その額は少なくない額となっております。

医療の質の確保の一方で、地方公営企業の経済性を発揮する観点からは、収益構造の改善を目指すことが求められるということから、他県の取り組み等を十分研究、分析し、可能なものは導入を図るなど、できる限り一般会計の負担を軽減できるよう努める必要があるとしております。

説明は以上でございます。

○田代国広副委員長 次に、総務経営課長から決算資料の説明をお願いします。

○林田総務経営課長 総務経営課の林田でございます。座って説明させていただきます。

決算状況の説明に入ります前に、本年度の監査結果公表事項についてでございます。

お手元の資料監査結果公表事項のとおり、指摘事項はございません。

今後とも適正な事務の執行に努めてまいります。

次に、先ほど松見監査委員から、決算審査意見として、第2次中期経営計画の着実な実施について、医業収益の増加及び経費の削減等に取り組み、経営収支のさらなる健全化に努めること、特に、患者の地域生活の支援や児童・思春期医療の推進について、その体制整備に努めること、また、常勤医師の確保に努めること、さらには一般会計の負担を軽減できるよう努めることという御意見がございました。

先ほどの病院事業管理者説明と重複する部分もございますが、まず、経営収支の改善につきましては、引き続き医業収益の増加、経費の削減に努めてまいります。

また、患者の地域生活の支援や児童・思春期医療の推進のための体制につきましては、平成29年度の児童・思春期入院施設開設に向けた準備等の中でしっかり取り組んでまいり

たいと考えております。

常勤医師の確保につきましては、児童・思春期入院施設と密接にかかわることであり、熊本大学に私どもの取り組みを御理解いただきながら御協力をお願いするなど、引き続き医師確保に努めてまいります。

一般会計の負担軽減につきましては、引き続き繰入金削減を維持するとともに、収益の増加に努めてまいります。

それでは、続きまして、病院の運営及び決算の状況を御説明いたします。

お手元の資料のうち、決算特別委員会説明資料に沿って説明させていただきます。

まず、病院の概要でございます。

当院は、昭和50年に開設された旧富合病院から、平成9年に、全面改築の上、こころの医療センターとなり、17年余りが経過したところでございます。

病床数は200床でございますが、平成20年度から50床を休床とし、現在、肺結核との合併症のための病床10床を含む150床で運営いたしております。

診療科目は、そこに記載しております精神科、神経内科等でございます。

当院は、精神保健福祉法により県に設置が義務づけられているものでございます。

また、経営形態といたしましては、平成20年4月から、地方公営企業法の全部適用を受け、より独立性の高い病院局として運営いたしております。

当院では、ページ中ほどに括弧書きで記載しております4つを基本理念としております。

熊本県精神科医療の中核的機能を有する短期治療型の病院、政策的医療を中心とした高度医療サービスを提供する病院、利用者の人権に配慮したアメニティーに富んだ病院、そして地域とのつながりを持った開放的な明るい病院の4つでございます。

この理念に基づき行っている取り組みを枠

の中に記載しております。

まず、①至適入院の実践でございます。

至適入院とは、当たり前のことではございますが、入院は入院が必要な患者に厳選し、不必要な長期入院を避けるという考えでございます。

②殺人等の重大な犯罪を犯した精神障がい者、措置入院患者の治療でございます。

措置入院とは、自分自身を傷ついたり、他人に被害を及ぼすおそれがあると認められる場合に、法に基づき一定の条件のもと行われる本人の意思によらない入院でございます。

本年3月末で、県下に40人いる措置患者のうち、県下で最も多い20%に当たる8人を受け入れております。その問題行動は、殺人、傷害等でございます。

③覚醒剤・アルコール等の薬物中毒・依存症、感染性肺結核合併症、受刑者出所後の地域生活定着支援についても取り組んでおります。感染性の肺結核にかかられた精神科の患者の入院を受け入れることができるのは、県内では本院のみでございます。

④発達障がいを含む思春期患者のための専門外来として、こころの思春期外来を、診察室を別に設けるなどの工夫をした上で、平成24年度に開設をいたしております。対象者は、こども総合療育センターと役割を調整し、おおむね13歳から19歳までをこのこころの思春期外来の対象といたしております。

受診者数は、そこに記載しておりますように、平成24年度には延べ224人、25年度には622人と増加をいたしております。

このため、従来診療日を毎週月曜と水曜の午後としておりましたが、昨年12月から、第1と第3の水曜については午前も診療するところがございます。また、そのための医師養成として、24年度と本年度、それぞれ半年程度、東京都の専門医療機関に医師を派遣したところがございます。

2ページをお願いいたします。

⑤県立病院として、精神科医療におけるセーフティーネットとしての役割を果たすべく、他の医療機関等からの治療困難者の受け入れに努めております。

実績としては、そこに記載しておりますように、入院患者の約6割、新規外来患者の4割がほかからの依頼や紹介の患者であり、それらの患者は重度の方が多いという状況でございます。

⑥休日、夜間における精神科医療の確保を目的とした熊本県精神科救急医療体制がございいます。その中で、精神科救急情報センターの指定病院、それから受け入れを輪番で行います精神科救急医療施設指定病院、そして精神科後方病院の役割を担っております。

そのほか、時間外等の救急対応、精神科のデイケア等、社会復帰の支援活動、施設の地域への開放などを行っているところでございます。

このうち、⑨の社会復帰の支援活動については、本年4月、入院や再入院を防ぐための支援を行う地域生活支援を設け、取り組みをさらに進めているところでございます。

組織としては、下の図にありますように、診療部、看護部等から成り、本年3月末時点で、病院事業管理者以下88人の体制でございます。なお、先ほど御説明いたしました地域生活支援室を、本年4月、診療部の組織の一つとして設置をしたところがございます。

3ページをお願いいたします。

平成25年度の状況を御説明いたします。

医療の状況のうち、まず入院患者についてでございます。

現在のこころの医療センターになった平成9年以降、入院患者は増加傾向にございましたが、平成19年度に、常勤医師7名中、定年退職1人を含む4人が退職するという医師不足の問題が発生し、20年1月から新規外来患者の抑制と、同年4月から老人治療病棟の休止を余儀なくされ、200床のうち50床を休床

といたしております。そのため、1日平均の入院患者数は、20年度以降大きく減少いたしました。

現在、新規の外来患者の受け入れ上限を1日2人としており、病床利用率としては、ここ数年、ほぼ78%前後で推移をいたしております。

なお、基本理念の一つにも掲げておりましたように、短期治療型病院の実現を目指しており、平均在院日数は、25年度で153.4日、県内の精神科病院の平均の約半分となっております。図1、図2で、その推移を示しております。

4ページをお願いいたします。

次に、外来患者の状況でございます。

先ほど申し上げた医師不足により、新規外来患者を抑制せざるを得なくなったことから、入院患者と同様、平成20年度以降大きく減少をいたしております。新規外来患者抑制の解除を段階的に行った結果、1日平均の外来患者数は、ここ数年90人前後で推移をしております。図3が、その推移を示したものでございます。25年度は89.1人となっております。

なお、こころの思春期外来につきましては、患者の増加に対応するため、昨年12月から診療体制の充実を図っております。先ほど申し上げましたように、診療時間を月水の午後に加えて、第1、第3の水曜の午前も診療することといたしております。

続いて、経営の状況でございます。

まず、決算の状況でございます。詳しくは、右ページの表1のとおりでございますが、概略を申し上げます。

平成25年度は、総収益15億7,700万円余に対し、総費用15億4,400万円余で、差し引き3,200万円余の黒字となっております。

まず、収益でございます。

医業による収益は7億8,800万円余で、入院患者の増等により、わずかではありますが

れども、増加をいたしております。医業外の収益は7億8,800万円余で、前年より5,800万円余の増となりました。これは、地方公営企業会計基準の見直しに伴う一般会計からの繰入金増等により増となったものでございます。

次に、費用でございます。

医業の費用は14億5,300万円余で、5,400万円余の増となっております。知事部局と同様に行った給与削減措置による減があったものの、会計基準の見直しに伴う退職給与引当金の実施等によるものでございます。医業外費用は500万円余の減となっております。

以上により、経常損益が3,200万円余の黒字、対前年度比1,100万円余の増となったものでございます。

次に、同じページの下段をお願いいたします。

一般会計からの繰入金でございます。

平成25年度は、前年度比5,700万円余の増の7億7,900万円余となっております。これは、地方公営企業会計基準の見直しに伴う費用の増等によるものでございます。

一般会計からの繰り入れにつきましては、財政再建戦略期間は終了いたしましたものの、当分の間、繰入金に過度に依存することのない効率的な運営を行うこととし、削減を継続しております。下段の表2のとおり、資本的収支において、引き続きゼロとなっておりますのでございます。

6ページをお願いいたします。

決算の推移でございます。

平成15年度以降黒字を続けておりますが、先ほど御説明いたしましたとおり、平成25年度は3,200万円余の黒字となり、累積欠損金につきましても、その分減少し、図4にありますよう7億2,600万円となっております。

続きまして、医業収益に対する人件費比率につきましては、平成25年度122.4%と増加をいたしております。

なお、退職者数等の影響がある退職給与金を除いて比較をいたしますと、近年は110%前後で推移をしているところでございます。下段の図5で推移を示しております。

7ページをお願いいたします。

経営目標と実績値の比較でございます。

昨年3月に策定いたしました第2次中期経営計画に経営の目標値を定めております。表3の網かけの部分でございます。1日の入院患者数の目標123人に対し、25年度は118.9人、1日の外来患者数の目標110人に対して、25年度は89.1人と目標をほぼ達成できましたが、外来患者数、デイケア数は目標を下回る結果となったところでございます。

次に、課題と今後の対応でございます。

まず、医師確保対策でございます。

まず、平成29年度開設を目指す児童・思春期入院施設を視野に入れつつ、熊本大学等に対し医師の派遣要請を行うなど、常勤医師、とりわけ経験豊富な医師の確保に努めたいと考えております。

次に、第2次中期経営計画の推進でございます。

これにつきましては、計画の概要版を、A3の1枚ですが、最後につけております。これにより計画の概要を御説明いたします。

計画期間は、平成25年度から29年度までの5年間であり、本年度は、その2年目に当たるところでございます。

まず、右肩に示しておりますように、新4カ年戦略、そして第6次の県の保健医療計画を反映したものとなっております。

概要といたしましては、左側中段でございます。

県立病院として果たすべき役割として、これまでやってきたものを充実させながらしっかり取り組んでいこうという、継続・充実する取り組みとして、①セーフティーネット機能の維持・充実など、4つを掲げております。

その下の新たなニーズに対応するための取り組みが、この計画のポイントとなる部分でございます。

1点目が、患者が在宅等で安心して暮らせるための支援の充実でございます。

精神科医療におきましては、入院医療中心から地域生活中心へという大きな流れがございます。地域で生活する精神障害者の新たな入院や再入院を防ぎ、安定した地域生活を定着させるため、医師、看護師、精神保健福祉士など、多職種の医療スタッフが連携して支援する地域生活支援室をこの4月に設置し、2人の職員を配置し具体的な取り組みを進めているところでございます。

2点目が、発達障害を含む児童・思春期の患者に対する早期治療の実現でございます。

まず、先ほども御説明いたしましたとおり、平成24年4月から、こころの思春期外来を開設しており、患者数の増に応じ診療体制の強化をしたところでございます。

今後、診療患者数の状況に応じ、体制の充実に努めたいと考えております。そして、平成29年度には、児童・思春期入院施設の開設を目指しており、そのための検討を進めているところでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○田代国広副委員長 以上で病院局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○橋口海平委員 先ほど給与削減を行ったという話があったんですが、削減したことによって、レベルが高い医師とか、そういうのが——医師とかも募集しているというような話だったので、高いところにほかの医師が流れていったりというような状況とかは現在ないのでしょうか。

○林田総務経営課長 昨年度の給与削減についてとその影響についてということでのお尋ねでございました。

知事部局でも、昨年度、職員を対象とした給与削減を実施するというので、私どものほう経営は別でございますけれども、私どものほうで判断できるところなんです、やはり知事部局がする以上は私どものほうとしても同様にすべきであろうということで、同じような仕組みで給与削減をいたしました。ただ、知事部局も同じかと思っておりますけれども、単年度だけの措置ということだったかと思っております。

そこで、一時的に私どものほうの職員組合のほうにもきちんと説明をいたしまして、御理解をいただいて削減をいたしまして、単年度でございましたので、その後、今御心配いただきました医師の確保等について直接的な影響があったというふうには考えておりません。それぞれ先生方は御理解いただいていると思っております。

以上でございます。

○田代国広副委員長 ほかにありませんか。

○鬼海洋一委員 県立病院という性格上、セーフティーネットの機能というのが非常に大事になってくるというふうに思うんですね。ここにも第2次中期経営計画の中で具体的取り組みの中にも入っておりますけれども、そうなればなるほど、かなり重度というか、あるいは社会的に今問題のある方々の入院を措置しなきゃならないという、それがあ意味で使命になってくるんですが、そうすると、内部のこの間経営形態も変わる中で、人員等に対する削減等をなされてきたんじゃないかと思っておるんですけれども、その辺のバランスの問題について、どういうふうに考え、現実になっているのかということ、まずお聞かせいただきたいと思っております。

○林田総務経営課長 確かに、職員の削減について、特に看護師につきまして、ベッド数を休床したということの前後、その前からだったかと思っておりますけれども、削減を続けておりまして、現状では、今のところこれ以上の削減は難しいというふうに考えております。やはり看護師数が、急に退職をして職員数が減った事態がございます。そういった、たしか平成24年ごろだったと思っておりますけれども、そのときには、やはり看護師の中でストレスがたまってメンタルの訴えがあったりとか、やはりそういったふうなことがあっております。ということで、これ以上削減することは現状としては難しいだろうということで思っております。

ただ、病院といたしましては、そういった難しい患者さんを受け入れるに当たって、ドクター方も非常に苦勞されておりますし、その中で、限られた人数の中で精いっぱいやっていたらというふうに私としては考えております。

○鬼海洋一委員 実は、医師の確保の問題も非常に大事な件だと、よく承知しております、随分御苦勞いただいているということについても敬意を表したいというふうに思います。

実は、こども療育センターに行きますと、看護師が集まらないと。県立であるにもかかわらず看護師が集まらないということで、相当過度な、つまりハードワーク、休暇もとれないとかという、そういう問題が発生しているわけですが、このこころの医療センターの場合には、看護師の配置ということでの問題はないのでしょうか。

○林田総務経営課長 看護師につきましては、勸奨退職に応じた看護師が出たりして、それから定年の退職もございまして、ことし

10月に2人の採用、それから、来年4月に向けて、また採用をするようにはいたしております。正職員としては、そういった募集をすることによって一定程度確保ができるという状況でございます。どんどんふやしていくという意味ではなくて。

ただ、現実問題として、職員としての看護師としては、正職員と一定程度の臨時の看護師、フルタイムで一定の期間を定めるという形での看護師を確保しなければなりません。こちらのほうがなかなか、看護部長がいろいろなところのつてを頼りながら集める努力をするんだけど、なかなかその辺が難しいということで、たくさん看護師の中から選べるという状況にないという、何とか来てもらっているというようなことで、非常に苦労しながら、何とか何とか来てくれというような形で確保しているというような状況であるということで、看護師不足に苦労しているかということ、その面では非常に苦労をしているところでございます。

○鬼海洋一委員 状況はよくわかりました。

それから、さっき河野管理者の説明をお聞きいたしましたして、地域生活支援室が設置をしたと、26年度からですね。これは、まさに県立病院といいますか、皆さん方の病院が抱える非常に大きな社会的使命の中の一つだというふうに思うんですが、これが26年度から開設されて、まだわずかな期間しかたっておりませんけれども、何か具体的な問題があればお聞かせいただきたいというふうに思います。それが1つです。

それから、当然に今精神科病院への社会的ニーズというのが強く出ているわけでありまして、しかも最近の医療制度改革の中でも、つまり病院から地域へというこういう動きがある中で、既にこのこころの医療センターの中ではグループホームの取り組みを早くからやられてきていると思うんですね。その辺と

のかかわりで、このグループホームの具体的な運営というのがどういうぐあいになっているのか、問題がないのかということが2番目です。

それから、3点目は簡単に質問したいと思いますが、今、これはほかにも精神科病院のみならず総合病院もそうですが、企業や団体での指定医療機関ですね。こういう、ある意味では営業の分野に入るかもしれませんけれども、これまで私が承知している限りでは、例えば、今学校現場で、相当、精神的なかわりの中で問題点が出てきているわけですけども、ここが、その当時の富合病院時代から、指定機関みたいな形での連携が教育委員会となされてきたのではないかと思っているんですが、そういう、さっき言いました団体との指定医療機関というような考えに基づく連携、あるいはこれまでやられてきた教育委員会との連携、こういうものがどうなっているのかという3点を、まず御質問したいというふうに思います。

○河野病院事業管理者 1点目、私のほうでちょっと答えたいと思いますが、地域生活支援室を4月に開設したと説明いたしました、看護師と精神保健福祉士2名が常駐といいますか、その担当の医師の方を含めると3人体制に——病院の全体の多職種と言いましたけれども、いろんな病棟の方々とかいろんな方々が一緒になって支援するというところで、今回、これまでは、退院された方が、軽い症状の方は退院されて、それに対して少しの生活支援とかやってたんですが、今回は、重症患者の方で、それでも入院の必要がない場合に、おっしゃった——うちでは、ハイツ、共同住居と言ってますが、そういったところにいらっしゃる方に、やっぱりいろんな生活面、医療だけではなくて、生活面も含めた総合的な支援をやって、再入院を防いだりということ、今やっていますが、立ち上げれば

っかりで徐々にふえてきて、今支援している数が7名まで上がってまいりました。

それぞれの方々のそれぞれの事情がありますので、なかなか一概に課題というのは一言では言えないんですが、やっぱり今はそういうハイツにいらっしやって、生活全般で、やっぱりもともと薬の飲み方とかいろんなことはこれまでもいろいろお世話をやってきたところなんですけど、生活全般となりますと、買い物の問題とか、いろんな地域とのかかわりの問題とかありますので、やっぱりまだ地域社会の中で生活していただくという段階の前のハイツの中の生活ですので、身の回りの課題が主なものでございます。

今後、やっぱり最終的に地域の中で生活していただくというのは、もう一步先の世界になろうかと思うんですけども、その辺については、また今度は地域社会との関係の中での課題が出てこようと思っております。今の段階はその段階ということでございます。

○林田総務経営課長 2点目のグループホーム等の現状についてということでお尋ねだったかと思えます。

私どものほうには、グループホームという名称ではございませんけれども、共同住居という形で8カ所のアパートがございまして。これは、病院局自体がいろいろ確保しているとか借り上げているということではございませんで、私どもの病院に事務局があります患者家族会がございまして。患者家族会が、地域で、そういった理解のあるオーナーというか家主さんをお願いをして、8カ所だったかと思えますけれども、8カ所の共同住居を借り上げて、その中で、患者さんで一番問題になるのは、地元に戻りたくても、なかなか周囲の御理解が得られないので地元には帰れない、でも、退院できるんだけれどもというように患者さんを、まずはそこに戻して、そこで生活の訓練をして、また次のほうに巣立っ

ていただくというようなことで、私どものほうでは、直接ではないんですけども、その家族会のほうでの8カ所の共同住居がございまして。それに事務局としてもサポートをしているというか一緒にかかわって、患者さん方、入居されている方にサポートしているというような状況でございまして。

それから、3点目でございますけれども、ちょっと委員お尋ねが、企業あるいは団体の指定医療機関として私どもがなっているかというお尋ねかと思えます……。

○鬼海洋一委員 いいですか。

各企業が、あそこの病院と提携、連携をして、職員の健康管理を進めるという意味での協力をやっているところが今いっぱいあるんですね。ここの場合も、かつては、例えば教職員のメンタルにかかわる関係といいますか、連携を図るということになっていたわけですが、その辺の状況が今具体的にどうなっているのかということをお尋ねしたいと。

○濱元首席審議員 教育機関のほうから依頼がありまして、引き受けていました。ただ、実際の件数というのは、そんなに多くなかったものですから、最近では、依頼があれば引き受けていると思えますけれども、前ほど来てはいらっしやらないと思えます。

○鬼海洋一委員 共同住宅というのがあります。ここは、各家庭、地域に帰る前段階という位置づけでやられてきたというふうに思うんですけども、なかなか、そうはいつでも住民の反発があつてうまく設置できないというケースが、私は地元におりますから何カ所かありまして、設置するための役割を担って地域を説得するというのも何カ所かやってきたわけですけども、それがうまく機能しているかどうかということは非常に大きな問題だと思えます。



先ほど河野管理者のほうからもお話がありましたように、この生活支援室というのは、まさに不離一体のもの、そういう共同住宅が存在するということと、それから、そういう方々を含めて、地域にあるいは家庭に帰るための支援をするという、この支援室の役割というのは非常に大きな関連があるものだというふうに思っています。

ぜひ、そのことのゆえんが、また、地方交付税で交付税措置をされて、一般会計の中から県立として戻入することができるという、そういう構造の背景だと思わすけれども、ぜひこの事業を強化していただきたいというふうに思います。

それから、看護師不足についても、やっぱり現実になかなか難しい面があるというふうに思うんですが、ここは何か工夫をして、知恵を絞って、看護師の不足という状況を満たす努力をやっていただくように、この際お願いしておきたいというふうに思います。

だんだんだんだん重複、重度、これは障害児支援学校あたりもそうですけれども、こういう精神的なものについても、重複、重度、あるいは薬害、こういうものが極めて顕在化してきつつあるんですよ。その意味で、この存在というのは非常に大事になってまいりますから、私ども、そういう意味で支援をしたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いしておきたいと思っております。

○田代国広副委員長 御要望ですか。

○鬼海洋一委員 はい。

○田代国広副委員長 ほかにありませんか。この辺で、ないようでしたら質疑を終わりたいと思いますが、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○田代国広副委員長 なければ、これで病院局の審査を終了します。

次回の第7回委員会は、11月10日月曜日午前10時に開会し、午前に警察本部、各種委員会等の審査を行い、午後から健康福祉部の審査を行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の委員会を閉会します。

御苦労さんでした。

午後2時50分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会副委員長